

石狩川水系（下流）治水協定（案）

一級河川石狩川水系（下流）において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙1の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持され

るように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙2の通り）。

- ・河川管理者である国土交通省北海道開発局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省北海道開発局は、気象庁から石狩川水系（下流）に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・北海道開発局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流のガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、北海道開発局（河川管理者）へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、北海道の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書58通を作成し、各者は記名押印の上、各自本書1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 部長 鈴木 亘 印

北海道 知事 鈴木 直道 印

北海道公営企業管理者 佐々木 誠也 印

北海道空知総合振興局 局長 高野 瑞洋 印

北海道上川総合振興局 局長 中島 俊明 印

札幌市 市長 秋元 克広 印

夕張市 市長 厚谷 司 印

美唄市 市長 板東 知文 印

芦別市 市長 荻原 貢 印

江別市 市長 三好 昇 印

赤平市 市長 畠山 渉 印

滝川市 市長 前田 康吉 印

深川市 市長 山下 貴史 印

栗山町 町長 佐々木 学 印

新十津川町 町長 熊田 義信 印

妹背牛町 町長 田中 一典 印

秩父別町 町長 澁谷 信人 印

雨竜町 町長 西野 尚志 印

北竜町 町長 佐野 豊 印

沼田町 町長 横山 茂 印

幌加内町 町長 細川 雅弘 印

安平町 町長 及川 秀一郎 印

北海道電力株式会社 水力部長 宮永 孝志 印

電源開発株式会社 水力発電部 東日本支店長 中岡 毅 印

王子製紙株式会社 執行役員 苫小牧工場長 渡部 司 印

石狩東部広域水道企業団 企業長 原田 裕 印

石狩西部広域水道企業団 企業長 赤石 剛司 印

北空知広域水道企業団 企業長 山下 貴史 印

中空知広域水道企業団 企業長 前田 康吉 印

西空知広域水道企業団 企業長 熊田 義信 印

桂沢水道企業団 企業長 松野 哲 印

夕張土地改良区 理事長 佐々木 真吾 印

北海土地改良区 理事長 尾田 則幸 印

美唄第一水利組合 組合長 大石橋 勉 印

芦別市土地改良区 理事長 中住 昭 印

新えべつ土地改良区 理事長 山本 宏 印

道央農業協同組合 代表理事組合長 今村 隆徳 印

江部乙土地改良区 理事長 石川 吉也 印

空知土地改良区 理事長 石川 良樹 印

多度志土地改良区 理事長 柏倉 晃 印

空知川上流土地改良区 理事長 吉田 幸男 印

富良野土地改良区 理事長 鈴木 弘美 印

恵庭土地改良区 理事長 大滝 崇夫 印

篠津中央土地改良区 理事長 古谷 陽一 印

当別土地改良区 理事長 宮本 敏治 印

新篠津土地改良区 理事長 吉岡 実 印

由仁土地改良区 理事長 飯田 修久 印

ながぬま土地改良区 理事長 菊地 博 印

夕張川水系土地改良区連合 理事長 菊地 博 印

栗山土地改良区 理事長 桂 一照 印

月形土地改良区 理事長 山際 榮二 印

浦臼土地改良区 理事長 中川 清美 印

新十津川土地改良区 理事長 阪口 徳幸 印

秩父別土地改良区 理事長 境谷 博之 印

雨竜土地改良区 理事長 高田 芳敬 印

北竜土地改良区 理事長 川上 健康 印

沼田町土地改良区 理事長 岡田 聖人 印

幌加内土地改良区 理事長 稲見 浩一 印

別紙 1

ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量 ^{※1} (万 m3)	基準降雨量 (mm)
金山ダム	5,140	1,017	140
桂沢ダム	1,040	1,376	160
漁川ダム	1,190	101	170 ^{※2}
豊平峡ダム	2,020	1,376	190
定山溪ダム	1,900	1,467	190
滝里ダム	5,000	2,877	130
夕張スーパーパロダム	6,300	1,596	150
美唄ダム	83	2	160
栗山ダム	200	3	180
当別ダム	1,920	198	220
徳富ダム	980	188	120
清水沢ダム	0	0	150
川端ダム	0	34	150
芦別ダム ^{※3}	0	318	130
砥山ダム	0	69	190
鷹泊ダム	0	721	120
野花南ダム ^{※4}	0	443	130
雨竜第二ダム	0	588	120
千歳第四ダム	0	0	170
尾白利加ダム	0	238	120
千歳第三ダム	0	0	170
野花南ダム ^{※5}	0	254	130
恵岱別ダム	0	94	120
幌新ダム	0	327	120
月形ダム	0	142	160
新十津川ダム	0	263	120
日新ダム	0	221	130
青山ダム	0	96	220

ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量 ^{※1} (万 m3)	基準降雨量 (mm)
雨竜第一ダム	0	2,225	120
雨煙内ダム	0	220	120
沼田ダム	0	1,417	120
幌向ダム	0	449	180
上湯内ダム	0	33	120
エルムダム	0	100	130
クオーベツダム	0	41	150
旭町第一ダム	0	0	150
旭町第二ダム	0	0	150
清水の沢ダム	0	0	150
和歌ダム	0	80	120
下幌加内ダム	0	48	120
豊ヶ丘ダム	0	16	160
稲田ダム	0	22	120
岩村ダム	0	9	120
白木沢ダム	0	44	120
藤沢ダム	0	25	120
落合左股ダム	0	0	160
江幌ダム	0	11	130
宝池ダム	0	61	200
三の沢第一ダム	0	31	200
三の沢第二ダム	0	12	200
千代谷ダム	0	36	180
一の沢ダム	0	8	180
二の沢ダム	0	17	180
ヌッパの沢ダム	0	22	160
福井谷川ダム	0	37	120
日進甲ダム	0	49	120
江部乙一号ダム	0	24	120
茂平沢第二ダム	0	10	220

※1：水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水位運用を

行うことにより確保可能な容量を含む

- ※2：漁川ダムは、当面の間「漁川ダム事前放流実施要領（令和2年4月）」に基づいて実施する。
- ※3：空知川に設置された発電を目的としたダム
- ※4：空知川に設置された発電を目的としたダム
- ※5：野花南川に設置されたかんがいを目的としたダム

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
尾白利加ダム	8月1日～8月31日	238
野花南ダム ^{※1}	8月1日～8月31日	254
恵岱別ダム	8月1日～8月31日	94
幌新ダム	8月1日～8月31日	327
月形ダム	8月1日～8月31日	142
新十津川ダム	8月1日～8月31日	263
日新ダム	8月1日～8月31日	221
青山ダム	8月1日～8月31日	96
雨煙内ダム	8月1日～8月31日	220
沼田ダム	8月1日～8月31日	1,417
幌向ダム	8月1日～8月31日	449
上湯内ダム	8月1日～8月31日	33
エルムダム	8月1日～9月30日	100
クオーベツダム	8月1日～8月20日	41
和歌ダム	8月1日～8月31日	80
下幌加内ダム	8月1日～8月31日	48
豊ヶ丘ダム	8月1日～8月31日	16
稲田ダム	8月1日～8月31日	22
岩村ダム	8月1日～8月31日	9
白木沢ダム	8月1日～8月31日	44
藤沢ダム	8月1日～8月31日	25
江幌ダム	8月1日～8月31日	11
宝池ダム	8月1日～8月31日	61
三の沢第一ダム	8月1日～8月31日	31
三の沢第二ダム	8月1日～8月31日	12
千代谷ダム	8月1日～8月31日	36
一の沢ダム	8月1日～8月31日	8
二の沢ダム	8月1日～8月31日	17

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m3)
ヌッパの沢ダム	8月1日～8月31日	22
福井谷川ダム	8月1日～8月31日	37
日進甲ダム	8月1日～8月31日	49
江部乙一号ダム	8月1日～8月31日	24
茂平沢第二ダム	8月1日～8月31日	10

※1：野花南川に設置されたかんがいを目的としたダム